

2020.12.01

ESG リスクトピックス <2020 年度第 9 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ サークュラーエコノミー ■

UNEP FI、サーキュラーエコノミーにおける金融機関の役割を解説するレポートを公表

UNEP FI は 10 月 13 日、サーキュラーエコノミーへの移行における金融機関の役割を解説したレポート「Financing Circularity」を発表した。

同レポートは、サーキュラーエコノミーへの移行が、持続可能な開発目標の達成や Covid-19 からの持続可能な復興に寄与しながら、2030 年までに年間 4.5 兆ドルの経済効果を生み出せると指摘。そのうえで、金融機関がサーキュラーエコノミーに貢献するための方法として、事業戦略や ESG 評価基準へのサーキュラーエコノミーの統合、資源効率に関する目標設定、より持続可能な技術・ビジネスモデルへの資金の再配分などを提言している。

（参考情報：2020 年 10 月 13 日付 UNEP FI HP :

<https://www.unepfi.org/news/circular-economy/driving-the-shift-to-circular-economies-new-report-on-role-of-finance-industry/>)

■ 自然資本 ■

PRI、CO2 除去技術と土地利用に関する新ガイドを公表。自然を活用した CO2 除去手法による収益が石油・ガスメジャーの現在の時価総額を上回ると予想

国連責任投資原則（PRI）は 10 月 26 日、CO2 除去技術と土地利用の重要性に関する投資家向けガイド「An investor guide to negative emission technologies and the importance of land use」を発表。炭素の植生・土壌貯留を重視する新しいビジネスモデルの出現や、森林破壊の回避、植林、土地回復等に係る投資機会の可能性があるとした。また、森林再生や植林に焦点を当てた気候危機のソリューションから生み出される収益は、2050 年までに年間 8000 億米ドル（約 84 兆円）、資産価値にすると 1.2 兆米ドル超（約 120 兆円）となり、現在の石油・ガスメジャーの時価総額を上回るとした。

（参考情報：2020 年 10 月 26 日付 PRI, New investor guide to negative emission technologies and land use

HP : <https://www.unpri.org/news-and-press/new-investor-guide-to-negative-emission-technologies-and-land-use/6655.article?adredir=1>)

Social—社会—

■ 人権 ■

「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）を策定

ビジネスと人権に関する行動計画に係る関係府省庁連絡会議は10月16日、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画を公表した。国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の着実な履行を目指すための計画と位置づけ、「OECD 多国籍企業行動指針」や「ILO 多国籍企業宣言」等、関連する国際文書も踏まえて策定したもの。「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対しては、規模、業種等によらず、人権デュー・ディリジェンスのプロセス導入、サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話の実施、効果的な苦情処理の仕組みを通じた問題解決の促進への期待が表明されている。

(参考情報：2020年10月16日付 外務省 HP：https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html)

■ ダイバーシティ ■

LUSH、ダイバーシティ&インクルージョンの観点から商品名変更を実施

ラッシュュジャパンは10月20日、ダイバーシティ&インクルージョンの観点から全商品の名称の見直しを行った結果、一部商品の商品名称を変更すると発表した。多種多様な職種・社歴・居住地のスタッフによるプロジェクトチームを立ち上げ、性別や人種、年齢、多様なライフスタイルなどへの配慮が十分にされているかという視点から、全ての商品の商品名および商品に関する記述のレビュー、最適化を実施。同社は信念として掲げる「All are welcome, Always」を体現するための、ダイバーシティ&インクルージョンを反映させた社内の仕組み作り、職場環境の構築、コミュニケーションの見直しに取り組んでおり、本取組はその一環として実施したもの。

(参考情報：2020年10月20日付 ラッシュュジャパン HP：<https://jn.lush.com/article/product-name-optimize>)

■ 情報セキュリティ ■

国内サプライチェーンのサイバーセキュリティ強化でコンソーシアムが発足

サプライチェーンの弱点を狙ったサイバー攻撃の顕在化・高度化に対応して産業界全体のサイバーセキュリティ強化を目的としたコンソーシアムが11月1日、発足した。経済産業省がオブザーバー参加する。「中小企業対策強化」、「地域 SECURITY 形成促進」、「産学官連携人材育成促進」の3つのワーキンググループで取組を検討・推進する。

(参考情報：2020年10月30日付 経済産業省 HP：
<https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201030011/20201030011.html>)

■ 食品ロス削減 ■

経済産業省、コンビニでの食品ロス削減で実証実験を開始

経済産業省は、コンビニエンスストア店頭での省力化や食品ロスの削減・廃棄率の低下など、サプライチェーンの効率化・生産性向上を検証するため、電子タグを活用した食品ロス削減に関する実証実験を今年11月から開始する。コンビニ2社の各2店で実施。電子タグを活用し、在庫状況や消費期限の自動管理や、販売期限・消費期限が近い商品のスマホアプリを活用したポイント付与や直接値引き販売などを行う。12月末まで実施し、結果を踏まえて廃棄率の低下や省力化等の効果を検証する。

(参考情報：2020年10月28日付 経済産業省 HP：
<https://www.meti.go.jp/press/2020/10/20201028005/20201028005.html>)

Governance—ガバナンス—

■ ガバナンス ■

米 ISS が議決権行使助言方針の改定案、監査役設置会社に社外取締役 3 分の 1 以上要求へ

米国の大手議決権行使助言会社 ISS は 10 月 14 日、2022 年 2 月から適用予定の議決権行使助言方針の改定案を公表した。それによると、監査役設置会社に 3 分の 1 以上の社外取締役を求める（現状は 2 名以上）。指名委員会等設置会社向けの基準に合わせた。また、政策保有株式が純資産の 20% 以上の場合には、経営陣の再任議案に反対を推奨する。今後、意見募集結果を踏まえ、改定内容を年内に公表する予定。

(参考情報：2020 年 10 月 14 日付 ISS HP :

<https://www.issgovernance.com/iss-launches-open-comment-period-for-2021-iss-benchmark-voting-policy-changes/>)

■ ガバナンス ■

金融庁フォローアップ会議、コロナ後の経済・社会をふまえたガバナンス改革について検討

金融庁が事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」は 10 月 20 日、コーポレートガバナンス改革に関する課題*を巡る変化について、コロナ禍がもたらした経済・社会構造の変化を背景に、参加者間で意見交換を実施した。

同会議では、コロナ禍が企業活動にもたらした変化として「顧客が求める財・サービスの変化」「従業員の働き方の見直し」「新たな雇用・人材活用の萌芽」「不確実性の高まり」に着目。これらの変化を背景に、デジタルトランスフォーメーション等の企業変革を求める投資家の意見などをふまえながら、従前からの課題に企業が取り組む必要性が一層高まっている状況にあることを確認した。

* 同会議では①資本コストを意識した経営、②社外取締役が果たす機能の質的・量的な向上、③サステナビリティ、管理職等のダイバーシティといった中長期的な持続可能性、④内部監査の信頼性の確保、⑤グループガバナンスのあり方、を検討課題として議論を継続している。

(参考情報：2020 年 10 月 20 日付 金融庁 HP : <https://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryou/20201020.html>)

全般・その他

■ Society5.0 ■

経団連が、Society 5.0 実現に向けた規制・制度改革要望を追加

経団連は 10 月 13 日、「Society 5.0 の実現に向けた規制・制度改革に関する提言」を改訂した。今年 3 月公表の提言を with/post コロナ対応の観点で見直し、(1)非対面・非接触型の技術・サービスの導入、(2)テレワーク時代の労働・生活環境の整備、(3)ヘルステックの飛躍的普及——の 3 分野で合計 49 項目の規制・制度改革要望を追加した。

(参考情報：2020 年 10 月 13 日付 日本経済団体連合会 HP

「改訂 Society 5.0 の実現に向けた規制・制度改革に関する提言 -2020 年度経団連規制改革要望-」：
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/091.html>)

■ Society5.0 ■

国内 DX 活性化の有識者会議が初会合、デジタル市場の基盤整備などを議論

国内のデジタルトランスフォーメーション（DX）活性化を目的とした経済産業省の有識者会議が、10月16日に初回会合を開き、(1)既存の産業や監督官庁の枠を超えた横串でのデジタル市場の基盤インフラ整備(2) Society5.0の実現に向けた企業内でのDX推進の環境整備——などを議論した。

(参考情報：2020年10月19日付 経済産業省 HP「Society5.0の実現に向けたデジタル市場基盤整備会議」：
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/shijokibanseibi/)

■ 人権 ■

PRI が機関投資家の投資活動における人権対応を要請

国連責任投資原則（PRI）は10月22日、機関投資家の投資活動における人権対応への要請をまとめた報告書「Why And How Investors Should Act on Human Rights」を公表した。報告書は、機関投資家は企業活動における人権の取組に強い影響力を持っているとした上で、機関投資家の人権に関する責任として「1.（投資方針等と連動した）人権基本方針の公表」「2. 投資プロセスにおける人権デューデリジェンスの実施」「3. 投資行為により人権侵害を受けた人々への救済手段の提供」の3点を挙げ、PRIに署名する機関投資家に対応状況の報告を求めていくとしている。

(参考情報：2020年10月22日付 PRI HP：
<https://www.unpri.org/news-and-press/principles-for-responsible-investment-sets-new-human-rights-expectations-for-investors/6638.article>)

■ SDGs ■

WBCSD、気候変動や生物多様性などを軸とした新たな加盟基準を設定

WBCSDは10月26日、「気候変動」「生物多様性」「差別の撤廃」を軸とした新たな加盟基準を設定した。今回設定された基準は以下の5つで、現在加盟している企業に対しても2022年12月までに遵守できるよう整備を求めている。2023年からは加盟企業の年次報告書を毎年評価し、遵守状況をモニタリングするとしている。

- ・ 2050年までを期限とする温室効果ガス（GHG）のネットゼロ目標の設定と目標達成のための科学的根拠に基づく計画策定
- ・ 自然環境保護や生物多様性の回復に向けた、科学的根拠に基づく短期・中期的な環境目標の設定
- ・ 人権を尊重する方針と人権デューデリジェンスプロセスの整備および「ビジネスと人権に関する国連指導原則」への支持の表明
- ・ 多様性を受け入れ、あらゆる差別を撤廃することへの支持の表明
- ・ 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に沿った情報開示による透明性の高い運営および全社的リスクマネジメント（ERM）によるESG関連リスクの統合管理

(参考情報：2020年10月26日付 WBCSD HP：
<https://www.wbcsd.org/Overview/News-Insights/General/News/New-membership-criteria>)

今月の『注目』トピックス

<気候変動>

OTCFD が 2020 年進捗レポートを発表。指標とデータ収集に関するパブリックコメントも募集。

(参考情報：2020 年 10 月 29 日付 TCFD ニュースリリース：

https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/10/TCFD-2020-Status-Report-Press-Release_FINAL.pdf

2020 年 10 月付 TCFD 2020 Status Report :

https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2020/09/2020-TCFD_Status-Report.pdf)

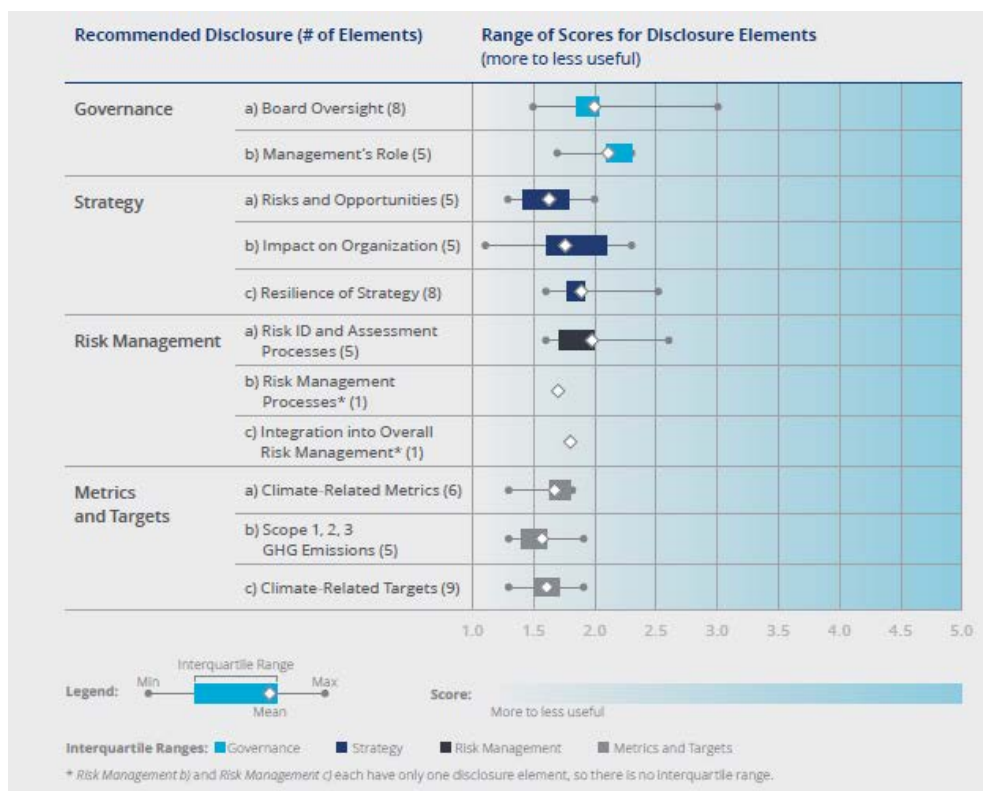
TCFD (The Task Force on Climate-related Financial Disclosures) は 10 月 29 日、2020 年の進捗レポート「TCFD 2020 Status Report」を公表した。公表にあたり、金融セクター向けの情報開示ガイドランスを検討することを目的としたパブリックコメントの募集も開始した。募集は 2021 年 1 月 27 日までとなっている。

レポートによれば、TCFD に賛同する企業および団体は現在 1500 以上に上り、2019 年と比べると 85%以上増加した。しかし、昨年と同様に、「開示の質」に大きな課題があるとした。中でも、気候変動が企業の事業および戦略に与える財務インパクトについて、開示が乏しいと報じた。

業種別に開示度を比較すると、銀行、保険、エネルギー、素材・建設、輸送、農林・食品、IT・メディア、消費財の 8 業種のうち、最も開示度が高かったのはエネルギーで、次は素材・建設であり、TCFD の開示度において他業種をリードしていた。その後には、銀行、保険、農林・食品と続いた。

今回 TCFD は、より効果的な開示の支援を目的として、機関投資家や銀行、格付け会社等が意思決定に最も有用と考える気候関連情報の特定を行っている。特定では、機関投資家らに対して、TCFD が推奨する 11 の開示要素の有用性について、5 段階評価 (1 が最も有用性がある) のアンケートを実施している。その結果、TCFD 提言の 11 要素全てで平均 1.5~2.0 という評価となった。ただしいくつかの要素においては、回答者によって評価が大きくばらつき、開示要素の有用性は、開示情報を受け取る側によっても左右されることが分かった。また、有用とされる要素トップ 10 も示している (下図参照)。これらの結果を基にして、報告書の強化や開示情報の拡張を検討している架空の企業を例に、開示すべき情報の優先順位を示している。それによると、第一段階では、開示情報の全体に関わる「ガバナンス」と「リスクマネジメント」に関する情報を充実させることを推奨した。その次に、「目標と指標」を加えて充実させ、「シナリオ分析」は最後に着手することが示されている。

情報の有用性に関する利用者の平均評価



最も有用な開示要素トップ 10

Recommended Disclosure	Disclosure Element	Score	Var.*	Rank
Strategy b)	How climate-related issues have affected business and strategy	1.1	0.1	1
Metrics and Targets a)	Key metrics on climate-related issues for most recent period and historical periods	1.3	0.2	2
Strategy a)	The material climate-related issues identified for each sector and geography	1.3	0.3	3
Metrics and Targets b)	Scope 1 GHG emissions for the most recent period and historical periods	1.3	0.4	4
Metrics and Targets c)	Climate-related targets related to GHG emissions	1.3	0.4	5
Strategy a)	The material climate-related issues identified	1.4	0.2	6
Metrics and Targets b)	Scope 2 GHG emissions for the most recent period and historical periods	1.4	0.4	7
Metrics and Targets c)	The timeframes over which climate-related targets apply	1.4	0.4	8
Metrics and Targets c)	Key performance indicators used to assess progress against climate-related targets	1.5	0.4	9
Governance a)	Board consideration of climate-related issues for major capital expenditures, acquisitions, and divestitures	1.5	0.6	10

* Var. refers to variance.

(上下ともに出典：TCFD 2020 Status Report)

Q&A

**Question**

2019年12月11日公布の「会社法の一部を改正する法律（以下「改正会社法）」、および改正会社法施行規則（以下「改正施行規則」）の施行が、2021年3月1日に決まったようですが、これらの施行により、役員等賠償責任保険（以下「D&O 保険」）の実務にどのような影響が想定されますか。3月決算、6月株主総会、7月 D&O 保険更改の公開会社を前提例として留意点を教えてください。

Answer**1. 解説の前提**

法務省が、2020年9月1日～30日に実施した「会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集」の中で、改正施行規則案を含む原案を提示していましたが、この[意見募集の結果](#)を踏まえ、原案の一部が修正され、改正会社法と改正施行規則などが、2021年3月1日に施行されることが決まりました（附則1条）。日本企業の多くは、3月決算、6月株主総会、7月 D&O 保険更改であるため、この公開会社を前提例として、以下、D&O 保険の実務に想定される影響に絞って解説します。

改正会社法の解説は、「[CSR・ERM トピックス 2019年度第1号](#)」の Q&A を参照ください。

2. 取締役会決議

改正会社法では、D&O 保険の内容は、取締役会決議（取締役会非設置会社は株主総会決議）により決定することとされました（改正会社法 430 条の 3 第 1 項）。D&O 保険の契約は、利益相反の側面があることから、利益相反取引の承認と同様に、あらかじめ会社機関の決議を行うものです（注1）。前提例では、2021年7月に更改を予定している D&O 保険から取締役会決議による決定が必要となります。したがって、いつの取締役会で決議するかを特定した上で、そこから逆算して計画的に準備を進めておく必要があります。

D&O 保険が改正会社法で規定された背景のひとつは、役員が迅速・果敢な意思決定を行うことを支援することであるため、役員は、取締役会決議に際し、保険の支払限度額や補償対象となる保険事故内容のみではなく、そもそも役員賠償責任リスクとは何かについても改めて把握しておく必要があるでしょう。

また、本決議は、後述する株主総会参考書類への記載内容を検討する時期と重なるため、株主総会参考書類へ D&O 保険の概要をどのように記載するのかを含めた検討が必要です。

3. 事業報告への記載

事業報告への記載については、「施行日後に締結された」D&O 保険契約について適用するとされました（附則2条10項）。したがって、3月決算の公開会社においては、2021年3月1日から同年3月31日までに D&O 保険を締結・更改した場合に限り 2020 年度の事業報告へ記載する必要があります。前提例においては、7月に D&O 保険更改であるため、記載の必要はありません。

開示が必要な事項について、意見募集の段階では、以下（1）～（3）とされていましたが（改正施行規則原案 121 条の 2）、意見募集の結果を踏まえ、(1)は削除されました（意見募集結果 P.42）。

- (1) 保険者の氏名又は名称（本事項は、意見募集の結果を踏まえ削除）
- (2) 被保険者の範囲
- (3) 契約内容の概要（以下①～③は例示列举*）

- ①被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合
- ②填補の対象とされる保険事故の概要
- ③被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置**を講じている場合にあってはその内容

事業年度中に D&O 保険契約の内容に変更があった場合は、事業報告の対象とする事業年度の初日から末日までに有効であった全ての D&O 保険契約に関する記載が要求されます（意見募集結果 P.43）。

4. 株主総会参考書類への記載

株主総会参考書類への記載については、取締役の選任議案について、候補者を被保険者とする D&O 保険を「締結しているとき」又は「締結する予定があるとき」は、その契約内容の概要を記載しなければならないとされました（改正施行規則 74 条 1 項 6 号）。

「(1) 締結しているとき」とは、当該候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合に、当該候補者が含まれることとなる D&O 保険契約が株主総会参考書類の作成時において存在していることをいいます。したがって、(ア) 取締役候補者が現任の取締役である場合であって、既に当該取締役を被保険者とする D&O 保険が締結されているとき、および (イ) 取締役候補者が新任の候補者である場合であって、当該株式会社の取締役に就任した場合には、当該候補者が被保険者に含まれることとなる内容の D&O 保険契約が既に締結されているときが含まれます（意見募集結果 P.8）。

また、「(2) 締結する予定があるとき」には、当該候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合に当該候補者が被保険者に含まれることとなる D&O 保険契約が株主総会参考書類の作成時においては存在しないが、締結する予定があることをいいます。したがって、(ウ) 取締役候補者が現任の取締役である場合であって、当該取締役を被保険者とする D&O 保険契約を締結する予定であるとき、および (エ) 取締役候補者が新任の候補者である場合であって、当該株式会社の取締役に就任した場合には、当該候補者が被保険者に含まれることとなる内容の D&O 保険契約を締結する予定であるときが含まれます（意見募集結果 P.8-9）。

さらに、「(3) 任期の途中で D&O 保険契約の更新時期が到来する予定がある場合」には、当該契約の「内容の概要」として、その旨を記載することが考えられます（意見募集結果 P.9）。

(1) ~ (3) を踏まえると、前提例では、株主総会参考書類の作成時点における既存の D&O 保険契約内容の概要と、7 月に当該 D&O 保険契約が更改予定である旨を記載する必要があります。また、株主総会参考書類の作成時点において、7 月の契約更改で当該 D&O 保険契約内容に変更が予定されている場合は、その概要も併せて記載する必要があります。

5. まとめ

2021 年 3 月 1 日施行の改正会社法などが D&O 保険の実務に与える影響は、株主等への情報開示を意識し、取締役会決議や、株主総会参考書類や事業報告への記載等について検討する必要があるため、小さくないと言えるでしょう。また、改正会社法対応は、D&O 保険を含め実務への影響が多岐にわたるため、早めに検討し準備しておくことが推奨されます。

* 法務省は、「契約内容の概要」について、例示列举の①~③以外に契約内容の概要として何を記載することが求められるかは、各株式会社の個別具体的な事情に応じて各株式会社において判断されるべき事項であるとしつつも、D&O 保険を締結することについて株式会社と役員等との間の利益が相反する恐れがあること、株式会社が抱えているリスクを投資者が評価する際に保険契約の内容等がその指標として機能するものであること等から、これらの契約の内容の概要が、株主にとって重要な情報であるとの趣

旨を踏まえて、当該 D&O 保険の内容の重要な点（特約がある場合には、主契約と特約を合わせた契約全体の重要な点）を理解するに当たり必要な事項を記載することが求められるとの考えを示しました（意見募集結果 P.43-44）。

** 措置の一例としては、D&O 保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については填補の対象としないこととすることなどが考えられます（意見募集結果 P.45）

参考資料

注1 竹林俊憲「一問一答 令和元年改正会社法」商事法務（2020年） P.128

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
マネジャー・上席コンサルタント 細井 彰敏

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを
目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020